



万引きは 犯罪です！

万引きを軽く考えていませんか？

- ・初めてだから大丈夫。
- ・安いものだから大丈夫。
- ・万引きくらい、見つかっても謝れば許される。
- ・万引きが見つかってもお金を支払えばいい。
- ・万引きはゲームみたいなもの。



このように万引きを軽く考えるのは間違いです。たとえ見つかったからお金を支払っても、窃盗をしたという事実と、後ろめたい気持ちや罪悪感が自分や家族の心にずっと残ります。

万引きは「お店の商品をお金を払わずにお店から持ち出してしまうこと」です。これは「窃盗」という犯罪行為です。

「万引き」＝「窃盗罪」

万引き行為を「窃盗」、万引きをする人を「窃盗犯」、人のものを盗むことは「窃盗の罪」、10年以下の懲役刑なのです。

窃盗(刑法第235条)

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



